

和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年条例第38号) 新旧対照表

新		旧	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1～8 略	略	1～8 略	略
<p>9 和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号。以下この項及び次項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則(次項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(大気汚染、水質汚濁、騒音(風力発電施設に係るものを除く。)及び振動に係るものに限る。)</p> <p>(1) 条例第8条の規定による監視及び測定</p> <p>(2) 条例第20条第1項の規定による許可及び同条第4項(条例第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加</p> <p>(3) 条例第21条第1項の規定による許可</p> <p>(4) 条例第22条第1項、第23条第1項、<u>第24条第1項から第3項まで</u>、第25条、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p>	和歌山市	<p>9 和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号。以下この項及び次項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則(次項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(大気汚染、水質汚濁、騒音(風力発電施設に係るものを除く。)及び振動に係るものに限る。)</p> <p>(1) 条例第8条の規定による監視及び測定</p> <p>(2) 条例第20条第1項の規定による許可及び同条第4項(条例第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加</p> <p>(3) 条例第21条第1項の規定による許可</p> <p>(4) 条例第22条第1項、第23条第1項、<u>第24条</u>、<u>第25条</u>、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p>	和歌山市

<p>(5) 条例第23条第2項の規定による確認</p> <p>(6) 条例第27条第1項、第3項及び第5項、第31条第1項、第2項、第5項及び第8項、第34条、第38条第4項並びに第55条第2項の規定による命令</p> <p>(7) 条例第27条第2項及び第4項並びに第31条第4項及び第7項の規定による勧告</p> <p>(8) 条例第28条第2項の規定による期間の短縮</p> <p>(9) 条例第32条の規定による許可の取消し</p> <p>(10) 条例第33条の規定による届出の受理及び確認</p> <p>(11) 条例第37条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(12) 条例第39条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(13) 条例第41条第1項の規定による要請及び同条第2項の規定による意見の陳述</p> <p>(14) 条例第54条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>		<p>(5) 条例第23条第2項の規定による確認</p> <p>(6) 条例第27条、第31条第1項及び第2項、第34条、第38条第4項並びに第55条第2項の規定による命令</p> <p>(7) 条例第28条第2項の規定による期間の短縮</p> <p>(8) 条例第32条の規定による許可の取消し</p> <p>(9) 条例第33条の規定による届出の受理及び確認</p> <p>(10) 条例第37条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(11) 条例第39条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(12) 条例第41条第1項の規定による要請及び同条第2項の規定による意見の陳述</p> <p>(13) 条例第54条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	
<p>10 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(騒音(風力発電施設に係るものを除く。)及び振動に係るものに限る。)</p> <p>(1) 条例第24条第2項及び第3項、第25条第2項及び第3項、第26条第2項及び第3項、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項</p>	<p>各市町村(和歌山市を除く。)</p>	<p>10 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(騒音(風力発電施設に係るものを除く。)及び振動に係るものに限る。)</p> <p>(1) 条例第24条、第25条、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p>	<p>海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市</p>

<p>の規定による届出の受理</p> <p>(2) <u>条例第27条第2項及び第4項並びに第31条第4項及び第7項の規定による勧告</u></p> <p>(3) <u>条例第27条第3項及び第5項、第31条第5項及び第8項、第34条並びに第38条第4項の規定による命令</u></p> <p>(4) 条例第33条の規定による届出の受理及び確認</p> <p>(5) 条例第37条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(6) 条例第39条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(7) 条例第41条第1項の規定による要請及び同条第2項の規定による意見の陳述</p> <p>(8) 条例第54条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>		<p>(2) <u>条例第27条、第31条第2項、第34条及び第38条第4項の規定による命令</u></p> <p>(3) <u>条例第28条第2項の規定による期間の短縮</u></p> <p>(4) 条例第33条の規定による届出の受理及び確認</p> <p>(5) 条例第37条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(6) 条例第39条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(7) 条例第41条第1項の規定による要請及び同条第2項の規定による意見の陳述</p> <p>(8) 条例第54条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p><u>有田川町</u> <u>白浜町</u></p>
<p>11～74 略</p>	<p>略</p>	<p>11～74 略</p>	<p>略</p>